

疾病共済《やすらぎ》の新型コロナウイルス感染症

における入院給付金等の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月8日以降、感染症法上の位置づけが5類感染症に分類されることとなったため、引受保険会社（ジブラルタ生命保険株式会社）において、新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅にて療養された場合の特別取扱い（「みなし入院」）および同疾患による災害死亡保険金等の取扱いが見直されることとなりました。

詳しい内容は、ジブラルタ生命保険株式会社のホームページにてご確認ください。

【ジブラルタ生命保険（株）】ホームページ

重要なお知らせ https://www.gib-life.co.jp/st/important_notices/

「新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の取扱い変更について」

以上